

仕 様 書

- 1 件 名
宮古島（7）産業廃棄物処理（発泡スチロール）ほか3件
- 2 概 要
宮古島駐屯地から排出される産業廃棄物の収集、運搬及び処分
- 3 排出事業者
陸上自衛隊宮古島駐屯地業務隊
- 4 排出事業場
沖縄県宮古島市上野野原83-5 陸上自衛隊宮古島駐屯地
- 5 産業廃棄物の品名及び予定数量

品 名	内 容	予定数量(kg)
発泡スチロール	ブロック、緩衝材、シート等	50
廃プラスチック	ビニルシート類、土嚢袋、フィルム類、ビニル類 気泡緩衝材、まゆ型緩衝材、緩衝シート PPバンド、包装ビニル他	500
木くず	垂木・ベニヤ板等の廃材（釘有、塗装有）	500

6 一般事項

- (1) 本役務は、本仕様書及び「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し実施する。
- (2) 受注者は本仕様書及び現地において、相違・疑義あるいは不明な点が生じた場合は、監督と協議しその指示に従うこと。
- (3) 本役務中における火災予防、労働安全及び在来施設等の保護には、十分注意を払うものとし、汚破損した場合は、受注者の責任において速やかに原形に復旧する。
- (4) 受注者は現場の整理整頓、清掃を実施する。
- (5) 入出門及び交通規制など、駐屯地等内部での行動は、駐屯地諸規則及び監督官の指示に従う。

7 特記事項

- (1) 受注者は、次に示す許可証の写しを監督官に提出する。
 - ア 産業廃棄物収集運搬業許可証
 - イ 産業廃棄物処分業許可証
- (2) 受注者は、産業廃棄物の処分完了後、マニフェスト及び計量証明書等を監督官に提出する。
- (3) 令和7年9月1日～令和8年3月31日までの間、毎週2回を基準として指定された車両（2Tアルミバン等）により収集運搬処分するものとし、細部については監督官と調整すること。
- (5) 収集車両への積込み作業は受注者により実施するものとする。
- (6) 収集にあたって産業廃棄物の分別については請負者の責任で実施すること。